

居宅介護支援契約書

様(以下、「利用者」といいます)と、指定居宅介護支援事業所 やまと
(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、
次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、
居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービスなどの提供が確保されるよう
サービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定(以下、
の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出が
ない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として
任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文章で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画
の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課
題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等
の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めま
す。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点など
を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付
の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料などについて
利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化などに応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保健施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保健施設の紹介、その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定の申請にかかわる援助)

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条(サービス提供の記録)

1. 事業者は指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物(コピー)の交付を受けることができます。
4. 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金、他契約事項)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第12条(契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して、文章で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間を
おいて理由を示した文章で通知をすることにより、この契約を解約することが
できます。この場合、事業者は当該地域のための指定居宅介護支援事業者に
関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を
継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文章で通知することにより、直ちにこの契
約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
(ア) 利用者が介護保健施設に入所した場合
(イ) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立または要支援)と認定された場合
(ウ) 利用者が死亡した場合

第13条(秘密保持)

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で
知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に
漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、
利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等
において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき明らかな事由が
確認された場合、事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、
その損害を賠償します。

第15条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から
提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した
居宅介護支援または居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に
対応します。

第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、介護保険法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、その義務を遂行します。

第18条(本契約に定めない事項)

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第19条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

(事業所名) やまと

(住所) 〒379-0133

群馬県安中市原市3533-5 アートリウム原市101号室

(代表者名) 丸山 裕太 印

利用者

(住所)

(氏名) 印

代理人

(住所)

(氏名) 印